

午前八時三十分から午後五時十五分まで
 ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。
 六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和四年七月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース三沢松園町店
 三沢市松園町三丁目五の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	年月日
-----	-----	-----

株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・一七
--	--	--------------

変更前	変更後	年月日
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・一七

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 届出年月日

令和四年二月十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所

2 期間

令和四年三月七日から同年七月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和四年七月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビッグハウス湊店

八戸市大字湊町字穴畑六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変 更 後	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変 更 年 月 日	令和 三・五・七
-------	--	-------	--	-----------	-------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変 更 後	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変 更 年 月 日	令和 三・五・七
-------	--	-------	--	-----------	-------------

四 届出年月日

令和四年二月十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和四年三月七日から同年七月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年七月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 三内ショッピングセンター
青森市大字三内字稲元二二〇の二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変更 年月日 令和 三・五・二七
-------	--	--	---------------------------

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変更 年月日 令和 三・五・二七
-------	--	--	---------------------------

- 四 届出年月日

令和四年二月十四日

- 五 届出書の縦覧

- 1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

- 2 期間

令和四年三月七日から同年七月七日まで

- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

- 六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

- 1 提出期限

令和四年七月七日

- 2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

- 3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

- 4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース・かんぶん上北町店

上北郡東北町旭北一丁目六八〇の一外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変更 年月日 令和 三・五・二七
外一者			

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更 年月日
-------	-------	-----------

外一者	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・一七
-----	--	--	--------------

四 届出年月日

令和四年二月十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び東北町役場

2 期間

令和四年三月七日から同年七月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、東北町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和四年七月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

パワーズU十和田店

十和田市穂並町六の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変 更 後	令和 三・五・一七
-------	--	--	-------	--------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変 更 後	令和 三・五・一七
-------	--	--	-------	--------------

四 届出年月日

令和四年二月十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

令和四年三月七日から同年七月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年七月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース筒井店

青森市大字筒井八ツ橋七三の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

成田健吾

青森市桜川六丁目一二の四

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
						年月日	更

株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一

株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦建彦

令和
三・五・七

四 届出年月日

令和四年二月十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和四年三月七日から同年七月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年七月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース沖館店

青森市沖館一丁目一の四四

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・二七
変 更 後	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	年月日

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・二七
変 更 後	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	年月日

四 届出年月日

令和四年二月十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和四年三月七日から同年七月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 意見書の提出
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

1 提出期限

令和四年七月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース南類家店

八戸市南類家二丁目九の五

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・二七
変 更 後	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	年月日

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変 更 後	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変 更 年月日
外二者				令和 三・五・七

四 届出年月日

令和四年二月十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和四年三月七日から同年七月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和四年七月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース南大町店

弘前市大字南大町一丁目一〇の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変 更 後	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変 更 年月日
				令和 三・五・七

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変 更 後	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変 更 年月日
外三者				令和 三・五・七

四 届出年月日

令和四年二月十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和四年三月七日から同年七月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年七月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

八戸ニュータウンショッピングセンター

八戸市北白山台五丁目一の七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
						年月日	

株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・七
--	--	-------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
						年月日	
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一		株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦		令和 三・五・七			

四 届出年月日

令和四年二月十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和四年三月七日から同年七月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年七月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

八戸ニュータウンショッピングセンター（Bゾーン）
八戸市東白山台一丁目一の三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変 更 後	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変 更 日	令和 三・五・二七
外一者					

三 届出年月日

令和四年二月十四日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和四年三月七日から同年七月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

五 意見書の提出

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年七月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース・かんぶん階上店

三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠四七の一七外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変 更 後	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変 更 日	令和 三・五・二七
-------	--	-------	--	-------	--------------

外一者

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一			株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦			令和 三・五・七 年月日	
外三者							

四 届出年月日

令和四年二月十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び階上町役場

2 期間

令和四年三月七日から同年七月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、階上町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年七月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

東青森駅構内商業施設

青森市大字田屋敷字増田一六の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

日本貨物鉄道株式会社

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三三の八

代表取締役 眞貝康一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一			株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦			令和 三・五・七 年月日	
外四者							

四 届出年月日

令和四年二月十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和四年三月七日から同年七月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年七月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース黒石駅前店

黒石市ぐみの木一丁目二七五外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
						年月日	

株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・七
--	--	-------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変	更	前	変	更	後	変	更
						年月日	
外一者	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・七				

四 届出年月日

令和四年二月十四日

五 届出書の縦覧

1 場所 青森県商工労働部商工政策課及び黒石市役所

2 期間

令和四年三月七日から同年七月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年七月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース大野店

青森市西大野三丁目一の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変 更 後
変 更 前	令和 三・五・七	年月日	変 更 後

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変 更 後
変 更 前	令和 三・五・七	年月日	変 更 後

四 届出年月日

令和四年二月十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和四年三月七日から同年七月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和四年七月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース松原店

弘前市大字松原東一丁目三の一外
 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変 更 後	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変 更 年月日
				令和 三・五・二七

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変 更 後	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変 更 年月日
				令和 三・五・二七

四 届出年月日

令和四年二月十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和四年三月七日から同年七月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和四年七月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

むつ柳町複合商業施設

むつ市柳町三丁目二四〇の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変 更 後	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変 更 年月日
				令和 三・五・二七

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変 更 後	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変 更 年月日
				令和 三・五・二七

外一者

四 届出年月日

令和四年二月十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

令和四年三月七日から同年七月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年七月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース三戸八日町店

三戸郡三戸町大字八日町一二の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

金五合同会社

三戸郡三戸町大字八日町一二

代表社員 松尾千代志

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・一七

四 届出年月日

令和四年二月十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三戸町役場

2 期間

令和四年三月七日から同年七月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年七月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース福地店・ツルハドラッグ福地南部店

三戸郡南部町大字苫米地字白山堂一の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変 更 後	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変 更	年月日 令和 三・五・七
外一者					

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更	年月日
-------	-------	-----	-----

外一者	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・七
-----	--	--	-------------

四 届出年月日

令和四年二月十六日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び南部町役場

2 期間

令和四年三月七日から同年七月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、南部町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和四年七月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年三月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングパークむつ

むつ市中央一丁目一四九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二

代表取締役 伊藤光博

2 有限会社コンノ

むつ市金谷二丁目一六の一

代表取締役 紺野健治

3 株式会社デンコードー

宮城県名取市上余田字千刈田三〇八

代表取締役 遠藤義行

4 株式会社横浜ファーマシー

弘前市大字末広二丁目二の一〇

代表取締役 荒川孝男

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	株式会社横浜ファーマシーのみ実施 開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後八時	株式会社横浜ファーマシーのみ実施 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	令和 四・三・三
大規模小売店舗の営業方法に関する事項	株式会社横浜ファーマシーのみ実施 開店時刻 午前八時 閉店時刻 午後八時	株式会社横浜ファーマシーのみ実施 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	令和 四・三・三

四 届出年月日

令和四年二月十七日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

令和四年三月七日から同年七月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年七月七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円